

仕 様 書

1. 件名：2027年国際園芸博覧会 賓客用車両運行管理業務

2. 事業目的

国際園芸博覧会（以下、園芸博）は、国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。2027年に神奈川県横浜市で開催される2027年国際園芸博覧会（以下、「本博覧会」という。）は、2019年9月に国際園芸家協会（AIPH）から承認され、2022年11月に博覧会国際事務局（BIE）から国際条約に基づく国際博覧会として認定された。

本博覧会においては、公式行事としてのナショナルデー（以下、「ND」という。）、スペシャルデー（以下、「SD」という。）の開催（別紙1参照）、会場内視察等により、国内外から多数の賓客の来場が想定されることから、協会では、国、神奈川県・横浜市、関係機関等と連携し、多くの国内外の賓客に対して、国際儀礼に則り、安全かつ適切な接遇を行う必要がある。

こうした接遇の一環として、本事業においては、国内外の賓客が会場内を安全かつ快適に移動できるよう車両の運行管理を行うことを目的とする。

※ナショナルデー：公式参加国のための公式行事の日

※スペシャルデー：国際機関のための公式行事の日

3. 契約期間

契約締結日から令和9年10月15日

4. 事業実施場所

主に園芸博会場内（横浜市瀬谷区）、燃料給油・修理等のため会場外への移動あり

5. 業務内容

賓客用車両運行管理業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 協会が借用する車両（以下「車両」という。）の管理及び運行管理
- (2) 車両の運転及び運転日報の作成
- (3) 車両の日常点検（始業点検及び終業点検）並びに清掃（洗車及び車内清掃）
なお、日常点検及び清掃に係る消耗品等の費用は受託者の負担とする。
- (4) 充電及び燃料補給作業
車両の充電及び燃料の補給については、協会が指示する場所において実施
（燃料代・電気代は協会負担）
- (5) 受託者における事故の処理に関する全般
- (6) 前各号に付帯する業務

6. 業務実施体制の構築

受託者は、運行管理業務の的確な実施に向け、以下の業務実施体制を整備することとする。

(1) 運行責任者

業務全般の責任者として運行責任者1名以上を定め、協会担当者の発注により、業務の全体管理、運転手への指示・監督及び安全運転管理業務をすることとする。（会場内に1名常駐）

ア 協会担当者は、原則、運行日の3日前までに運行責任者へ業務内容の発注をすることとする。但し、急遽賓客接遇の対応が求められた際は、協会担当者と運行責任者とが対応可能かどうか、調整するものとする。

なお、運行責任者は、この発注内容を基に、運行計画表を前日までに協会担当者に提出し、承認を得ること。

イ 運行責任者は、協会担当者からの発注に基づき、運転手へ業務の指示を行うこととする。また、必要がある場合は、車両等の運転が出来るものとする。

ウ 緊急やむを得ない場合には協会担当者が直接、運転手へ指示又は指示の変更をすることがある。その際、協会担当者は速やかに、運行責任者へその旨を伝えることとする。

エ 運行責任者は、運転手から提出された運転日報を取りまとめの上、1週間分をまとめて協会担当者に提出すること。

(2) 運転手

6 (3) の条件を満たす運転手 (1 日平均 7 名・最大 10 名程度 (大型自動車第二種免許又は中型自動車二種免許を取得している者 2 名及び普通自動車第二種免許を取得している者 1 名は原則常駐)) を、協会の定める場所に常駐させること。

運転手は、運行責任者の指示・監督のもと、交通法令を遵守し、安全かつ確実に車両の運転を行うとともに、車両を善良な注意義務を持って管理及び整備をするものとする。

また、1 日の業務終了後に運転日報を作成し、運行責任者に提出すること。

(3) 運転手・運行責任者基準工数及び条件

運転手及び運行責任者の必要工数については以下のとおりとし、これを超える工数が必要となった際には、協会と協議のうえ対応する。

ア 運行責任者 (1 名/日×210 日)

年齢：令和 9 年 3 月 1 日現在にて 70 歳以下であること

業務にあたり、適性及び健康状態に問題がないこと

運転技術、賓客接遇・マナー及び協調性に問題がないこと

イ 大型自動車第二種免許又は中型自動車二種免許を取得している者 (2 名/日×210 日)

6 (3) アの条件の他

過去 3 年間に運転免許停止処分を受けていないこと

ウ 普通自動車第二種免許を取得している者 (5 名/日×210 日)

6 (3) イの条件に同じ

(4) 提出書類

連絡体制図及び業務実施体制図を作成し、令和 9 年 3 月 1 日までに協会の承認を受けるとともに、運転手については、履歴書及び運転免許証の写しを提出すること。

(5) 運行責任者は、協会が定める場所にパソコン等 1 台以上 (Microsoft365 がインストールされ使用できるもの) を用意すること。

(6) 所定の運転手が急遽車両の運行ができなくなった場合でも、業務の履行が迅速かつ確実に確保できる体制を構築すること。

7. 必要な知識等の習得

受託者は運行責任者及び運転手に対し、業務の履行に必要な運転技術・接遇・マナー等に関する知識・技能を習得させるとともに、園芸博会場内の施設の位置を確認できるようにすること。

運行責任者及び運転手は、令和 9 年 2 月以降の協会が指定した日から 1 名あたり 3 回程度の実地研修を実施すること。

8. 勤務時間

勤務時間は、原則として 8 時から 18 時までの時間帯の中で、休憩時間を含め 1 日あたり 8 時間、1 週間あたり 40 時間以内とする。なお、出勤・退勤時間は、業務内容等に合わせて調整すること。

上記以外の時間に運転業務が発生する場合は、別途、協会と協議のうえ決めるものとする。

9. 運行・管理する車両

運行・管理する車両は、マイクロバス 2 台、ミニバン 5 台、キャンピングカー 4 台、電動カート 10 台とし、賓客の人数等に応じて、運転手の配置を行う。

なお、上記車両は現時点での想定台数であり、今後車両台数が増加する可能性がある。

10. 保険

一般規則・特別規則 8 号に従い、受託者は不測の事故に備え、保険契約を締結することが義務付けられている。

電動カートを運転中の事故については、協会が契約する包括賠償責任保険（施設賠償責任保険）の対象とする予定である。

その他の車両を運転中の事故については、自動車保険で対応する。

11. 業務に関連する事項

(1) 会期中のユニフォームについては、受託者で準備すること。

企業ロゴの露出が少ないものとし、ユニフォームは会期前までに協会の承認を受けることとする。

(2) 協会は、統一周波数の携帯型無線機を接遇備品として無償で貸与する。

(3) 園芸博会場内において、当該業務に必要な電気、水道等の使用料は、協会の負担とする。

(4) 車両管理に必要な用品（洗車用具等）は受託者で準備すること。

(5) 受託者は適切に勤怠管理を行うこととし、部分払いの請求の際には、勤務実績を協会に提出すること。

12. 成果物

(1) 成果物（電子データで納入）

- ・運行計画表（全期間分）
- ・連絡体制図
- ・業務実施体制図
- ・運行日報（全期間分）

(2) 提出方法

成果物は、令和 9 年 10 月 15 日までに、電子データ（DVD）で納入すること。

(3) 提出先

公益社団法人 2027 年国際園芸博覧会協会 儀典部儀典課

13. その他

(1) 機密保護・個人情報保護

ア 本業務において知り得た情報は、本業務の目的以外に使用または第三者に開示もしくは漏洩してはならない。受託者は、そのために必要な措置を講ずるものとする。なお、契約期間終了または解除後も同様とする。

イ 本業務の遂行にあたり収集した情報については、機密保持を徹底するとともに、電子データのパスワード設定をするなど万全なセキュリティ対策を講じること。

ウ 本業務の遂行の過程で得られた記録等を含む資料及びデータを博覧会協会の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。

エ 本業務の遂行のために協会が提供した資料及びデータ等は、本業務以外の目的に使用しないこと。これらの資料及びデータ等は、当業務終了までに適切に処分し、情報を適切に処分したことが分かるものを提出すること。

オ 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を充分認識し、個人の権利を侵害することのないよう必要な措置を講じること。

(2) 支払い条件

受託者は、部分払（月 1 回以内）の請求に当たり、勤務実績に基づく請求書を作成し提出すること。

また、車両の燃料代及び充電代については、受託者が立替払いのうえ、領収書を添付して当該

請求書に含めて請求するものとする。

(3) 業務委託料

ア 本業務では、賓客の来場数に応じて運行責任者及び運転手の稼働日数の増減が生じる可能性があることから、概算契約とする。

イ 運行責任者及び運転手については、当初計画より稼働日数に増減が生じた際は、期間満了の日までの稼働日数に、入札単価内訳書に記載した日額単価を乗じた金額とする。

(4) 再委託

ア 本業務の一部を再委託する場合は、事前に再委託範囲及び再委託先を明記した書面を提出し、協会の承認を受けること。

イ 再委託する範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において速やかに解決すること。

(5) その他

ア 受託者は、当業務の履行中において協会または第三者に害を及ぼした場合、協会または第三者に責任がある場合を除き、その責任を負うものとする。

イ この仕様の内容に疑義が生じた場合、また、業務遂行上特に重要な判断を行う場面では、着手前にあらかじめ協会と打ち合わせを行い、その指示または承認を受けること。契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、協会と受託者が協議の上定める。